

【好評につき今年度も実施！！】

高齢者をはじめ消費者被害

予防のための

学習会をしませんか？



弁護士が無料で出前講座を行います

訪問販売お断りステッカーも配布します！！（ただし、先着順）
～平成30年10月1日から平成31年3月末まで期間限定～

◆消費者被害が増加しています！

近年、皆様が消費者被害に遭う事例が後を絶ちません。

訪問販売、電話勧誘販売、投資や出資を勧誘する利殖商法、インターネット通販など販売方法や手口は様々です。悪質業者は、皆様の財産を狙っています。

◆正しい知識を身につけて、被害を予防することが重要です！

消費者被害に遭ってしまうと、被害回復は容易ではありません。正しい法律知識を身につけ、被害を事前に予防することが重要です。

弁護士が、皆様の元を訪問し、消費者被害予防のための基礎的な法律知識をお話しさせていただきます（1時間程度）。

■対象者：社会福祉協議会、老人クラブ、高齢者施設、その他市民団体等

■対象地域：尼崎市内、西宮市内、芦屋市内

■申込方法：下記フォームにご記入のうえ、兵庫県弁護士会阪神支部宛てにFAXにてお申込みください。事務局より折り返し連絡致します。申込みは、随時受付中で、最終申込期限は、**平成31年2月末日**となっています。

■費用：無料（実施会場及び当日使用する機材は申込者でご用意願います）

なお、本制度を利用する場合、会費によって利益をあげることはお控えください。

兵庫県弁護士会阪神支部 宛て FAX：06-4869-7612

申込年月日 年 月 日

団体名（代表者名）	()
連絡先（担当者名）	TEL ()
開催希望日時	平成 年 月 日 (曜日)
備考	

■主催：兵庫県弁護士会阪神支部

■お問合せ先：兵庫県弁護士会阪神支部

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目2番1-501C フェスタ立花北館5階
TEL. 06-4869-7611 FAX. 06-4869-7612